

## 令和5年度奈良県教育委員会「幼稚園等新規採用教員研修」実施要領

### 1 総則

- (1) 園（校）長は、県教育委員会が作成する全体計画、年間研修計画に基づき、年間研修項目例を参考にし、教職員組織や学校の実情に配慮して、当該園（校）における研修の年間指導計画書及び年間指導報告書を作成するものとする。
- (2) 当該幼稚園等を所管する教育委員会又は公立幼稚園所管課は、(1)の年間指導計画書及び年間指導報告書を県教育委員会に提出するものとする。

### 2 対象者

- (1) 令和5年4月1日付け及びそれ以降に各市町村教育委員会等に採用された教諭等を対象とする。ただし、教育公務員特例法施行令第3条に掲げる者を除く。
- (2) 新任研修のうち園（校）外研修に限り、私立幼稚園の新任教員についても対象とすることができる。

### 3 園内研修及び園外研修

#### （日数）

- (1) 公立の幼稚園等の新任教員に対し、園（校）内における研修は年間10日程度受けるものとする。
- (2) 新任教員は、園（校）外において県立教育研究所等における研修を8日間（そのうち、長期休業期間中に4日）受けるものとする。

#### （方法）

- (1) 新任教員は、原則として、学級を担当しながら、1年間、園（校）外研修において県立教育研究所等における研修を受けるとともに、園（校）内研修の研修指導員等による指導及び助言による研修を受けるものとする。

#### （内容）

- (1) 研修内容については、新任教員の必要性等に応じて精選・重点化を図るとともに、研修の展開や進度及び新任教員の指導力の状況等に応じて適時性と系統性をもたせるよう配慮するものとする。
- (2) 園（校）内における研修及び園（校）外における研修は、基礎的素養、保育研究、教材研究、幼児理解、教諭の職務の遂行に必要な事項について研修を実施するものとする。
- (3) 県立教育研究所の園（校）外研修の日数は年間8日間（所内研修6日、所外研修1日、幼稚園等訪問研修1日）とする。

### 4 園（校）内体制

- (1) 園（校）長は、新任教員に対する園（学校）全体としての協同的な指導体制を

確立するものとする。

- (2) 新任教員に対する研修に当たっては、同一の市町村内において、他の園（校）内研修との関連に留意するものとする。

## 5 その他

（保護者等への配慮）

- (1) 園（校）長は、研修計画の立案及び実施に当たって、保護者等の理解や協力が得られるよう配慮するものとする。

（旅費）

- (2) 幼稚園等新規採用教員研修に係る旅費は、すべて園負担とする。